

Weekly Report

第706号
令和5年7月18日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

相続評価額を減額する「小規模宅地の特例」

相続により、被相続人(亡くなった方)の居住用の宅地や事業用の宅地を取得した場合、一定要件を満たせば評価額を大幅に減額できる「小規模宅地等の特例」が適用できます。

◆居住用宅地は330㎡まで80%減額

相続税は、相続等により取得した財産の価格が基礎控除額(3千万円+600万円×法定相続人数)を超える場合に課税されますが、土地は相続財産で大きな役割を占めるため「小規模宅地等の特例」の適用がポイントになります。

例えば、相続開始直前において被相続人の居住用に供されていた宅地を被相続人の配偶者や同居していた親族が取得した場合に、特例の適用により330㎡まで評価額の80%を減額できます。

配偶者や同居親族がいない場合は、相続開始前3年以内に持ち家に居住したことがないなどの一定要件を満たす別居親族(いわゆる「家なき子」)が居住用宅地を取得した場合も特例を適用できます。

◆被相続人が老人ホームに入所していた場合は

被相続人が老人ホーム等に入所しており、相続開始直前において被相続人が居住していなかった宅地等の場合であっても、①被相続人が相続開始前に介護保険法等に規定する要介護認定等を受けている、②被相続人が老人福祉法等に規定する特別養護老人ホーム等に入所している、などの要件を満たす場合は被相続人の居住用宅地に該当し、小規模宅地の特例が適用できます。

なお、老人ホームに入所後に、被相続人の自宅に生計を別にする親族が入居した場合などは特例の適用ができません。

インボイス交付義務が免除される取引は

本年10月からインボイス制度が始まり、インボイス発行事業者は取引の相手方(課税事業者)からの求めに応じてインボイス(適格請求書)を交付する義務や、仕入税額控除の要件として原則、インボイス等の保存が必要となります。

ただし、「3万円未満の公共交通機関による旅客の運送(公共交通機関特例)」など一定の取引はインボイスの交付義務が免除されており、買手は一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

なお、公共交通機関特例の3万円未満の判定は、1商品(切符1枚)ごとではなく、1回の取引による税込価額が3万円未満かどうかで判定します。

中小企業信用保険や公庫の貸付の対象追加

現行、中小企業信用保険法の付保及び日本公庫の貸付けの対象から金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)は除かれています。

政令改正により本年8月7日から、金融・保険業のうち、クレジットカード業・割賦金融業、金融商品取引業(一部を除く)、商品先物取引業・商品投資顧問業、補助的金融業・金融附帯業(資金移動業務を行うもの及び前払式支払手段の発行業務を行うものに限る)、金融代理業(金融商品仲介業に限る)が対象に加わります。